

第5回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月25日(木) 13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 11人
会長 1番 内海 武博
会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則
5番 安井 弘之 7番 得納 逸二 8番 宮丸 和也
9番 鈴木 義昭 11番 日南田貴美 12番 吉儀 良弘
13番 桜井 陽子 14番 島津 健治
農地利用最適化推進委員
4. 欠席委員 4番 上野 悟 6番 夏見 弘則 10番 荻田 光
5. 議事録署名委員の指名 7番 得納 逸二 8番 宮丸 和也
6. 議事日程

第1 付議事項

- 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について(5件31筆)
- 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件1筆)
- 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について(3件3筆)
- 議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)
- 議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)

第2 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地法第3条の3の規定による届出書について
- (3) 非農地証明申請について(7件8筆)
- (4) 農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)
- (5) 農業相談について

第3 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子
8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容(議長 1番 内海 武博) (開会 13時30分)

事務局 定刻となりましたので、総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 はい、それでは第5回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は14人、本日の出席委員は11人です。欠席の報告が4番上野委員さん、6番夏見委員さん、10番荻田委員さんからありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、7番 得納 逸二委員さん、8番 宮丸 和也委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集70ページをご覧ください。報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。今回、合意解約が5件ございます。(以下5件5筆について議案集により報告。)報告については以上です。

(付議事項)

議長 はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員は1名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしますので、よろしくお願ひします。

(議案第17号)

議長 それでは、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」(5件31筆)を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
■■■■	■■■■	(渡) 他市から移住して農業を始めたが、病 気療養のため財産処分を行う。 (受) 譲り渡し人住宅を購入し、住居とし、 合わせて農地を購入し、農業を行う。	勝見 黒木啓 藤高	田 13 筆	6,543 m ²
■■■■	■■■■	(渡) 高齢のため、後継者である子に権利を 譲渡する。 (受) 事業継承	是竹 堀田 湯川	田 13 筆 畑 1 筆	13,800 m ²

■■■■	■■■■	(渡) 遠方に居住しており、耕作が困難であるため。 (受) 隣接地へ居住予定であり、耕作に便利なため。	堀田 是竹 湯川	田1筆 畑1筆	1,081 m ²
■■■■	■■■■	(渡) 遠方に居住しており、耕作が困難であるため。 (受) 経営規模を拡大するため。	堀田 是竹 湯川	田1筆	264 m ²
■■■■	■■■■	(渡) 高齢のため、後継者である娘の夫に権利を譲渡する。 (受) 生前贈与	相良 稲田 下原	田1筆	1,358 m ²

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により1件目について朗読説明。)

議長 はい、1件目について勝見委員さんより報告をお願いします。

勝見委員 はい、事務局から説明がありましたように、■■■■の方から移住されて来た。空き家バンクを購入されてた土地と建物ですが、建物の方へ居住されて、周りにある13筆の土地について、耕作を行うということでありました。現地確認を行った結果、草刈等の管理もある程度してあって、また耕作するような、作物はまだ植えてなかったですが、そのような形で管理はされておるので、特に問題は無いと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により2件目について朗読説明。)

議長 はい、2件目については竹委員さんより報告をお願いします。

是竹委員 はい、失礼します。■■■■線、■■■■線になりますが、■■■■さん、■■■■と■■■■の境になるんですが、それを北へ下った所が場所になります。丁度、■■■■さんの■■■■があるところなんで、この周り一帯なんですが、息子さんに農業やっていただくということで、5年前に家族経営調整書という、契約を交わされております。丁度立会人に私がなってますので、前回と今回と全く変わったことはないんですが、事業を継続していくということで、問題ないんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3件目・4件目について朗読説明。)

議長 はい、3件目・4件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 はい、失礼をいたします。農地法3条の規定の許可申請であります。■■■■の一番上の方にありました、■■■■さんという名義になってますが、元々は■■■■さんという家がございます、そこが全部亡くなられて、■■■■さんという方が相続をされて管理をしておったというところでございます。そのので、家も空き家でございます、それを■■■■さんという方が、その家に住むということで、丁度、家の裏地にあたります、田圃と畑を一緒に購入して、耕作をするということでございます。その20ページですか、写真がございますけれども、■■■■というところ■■■■というところが、今回の案件でございます。その前に写っております家が、空き家になっておったのを、■■■■さんという方が住まわれるとのことで、丁度家の裏を購入されるということであります。ただこれ、畑の■■■■番地というのは、元々、私が農地パトロールをしていた時に、B判定にしておった所だと思っておりますが、今回、現地確認に行ってみますと、きれいに木が切り払われて、更地の様になってます。畑地に復旧されるのかなと感じたところでございます。別段この点に付きまして異議はないと思っております。それからその次の、■■■■さんが、同じく■■■■さんからですね、田圃を譲り受ける件でございますが、これも先ほど言いましたように、■■■■さんのところを相続された■■■■さんが、■■■■の方に居られまして管理できないと。元々これは、■■■■さんが牧草を作付けをして管理をしておった圃場でございます。それを今回、農業委員会へ申請して、3条申請で■■■■さんが譲り受けるというようなことでございますので、別段この件につきましても、問題なкаろうと判断した次第でございます。ご検討の程、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 5 件目について朗読説明。)

議長 はい、5 件目について相良委員さんより報告をお願いします。

相良委員 はい、相良と申します。よろしくお願ひいたします。5 月の 16 日の火曜日に、稲田さん、下原さん相良の 3 名にて、現地確認を行いました。■■■さんは、今ありましたように、すでに法人に加入されてますし、その日も鍬をもって農作業をしておられました。前日はトラクターに乗っておられました。また、本人と話をするうち、本格的に農業されるのは初めてだそうです。親と一緒にできる喜びを感じておられます。今、後継者不足で日本農業の自給率が 38% なんです。先進国ではカロリーベースが最低でもあります。この度の農林水産省が、農村基本法改正案の検討をされております。どうなるのか楽しみにしております。また申請地については、草刈等がされており、管理に問題ない案件だと思っております。■■■さんには期待をし、応援しております。皆様のご理解をよろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 18 号)

議長 続きまして、議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」(1 件 1 筆)を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 30 ページをご覧ください。議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。

(議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■	畑 1 筆 302 m ²	駐車場 (始末書提出)	中村・神尾・綿谷	現況：駐車場 第 2 種農地 農用地区域外

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

こちらの方は、一部既に造成をされている部分や倉庫部分もございますので始末書を提出いただいております。

議長 はい、1 件目について中村委員さんより報告をお願いいたします。

中村委員 5 月 17 日に、朝 8 時、神尾さん、綿谷さんと私で、現地に集合し、現地確認をしました。申請地は、道路に面して少し段差があるので、そこに真砂土を

入れて埋めるということで、土砂の流出なんかは生じる恐れはない、それから周辺の農地についても影響はないということで、3人の意見が、問題ないでしょうということで終わります。報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第19号)

議長 続きまして、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」(3件3筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集40ページをご覧ください。議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」)の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田1筆 1,058㎡	太陽光発電設備	行吉 勝見 黒木啓	第2種農地 農用地区域除外
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ (真貸借権設定)	■■■■■	田1筆 364㎡	駐車場	堀田 湯川 是竹	第2種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田1筆 238㎡	自己住宅 (始末書添付)	湯川 是竹 堀田	第3種農地 農振区域外

事務局 (議案集により1件目について朗読説明。)

議長 はい、1件目について行吉委員さんより報告をお願いいたします。

行吉委員 はい、1番の■■■■■さんの件について、推進委員行吉が報告します。5月19日16時より、黒木委員、勝見委員の3名で現地確認を行いました。場所は■■■■■の二つ目の■■■■■を右に500m入って、少し右の方へ入ったあたりです。この土地は、耕作は長いことしてなかったと思います。地図で、41ページですが、41ページの右側ですかね、場所があるんですが、ここの農地一帯はね、休

耕田、全部休耕田になってます。太陽光ということで現地確認を行いまして、3名の意見としては、問題ないということでした。審議の程をお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。（推進委員退室）

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

（推進委員入室）

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 （議案集により2件目について朗読説明。）

議長 はい、2件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 失礼いたします。5月20日に湯川委員、是竹委員、私3人で■■■■さんの、圃場を調査いたしました。現地は■■■■の北側100mの国道沿いの所でございまして、■■■■という■■■■がございまして、丁度その家の裏のところの圃場が、■■■■番地でございます。現地を確認しましたところ、364㎡より、広いなと思いましたが、地図にもありました、写真にもありましたが、■■■■と■■■■は、現状は1枚の圃場でございまして、今回の申請のために、分筆登記をされたのかと思いますが、道路側のほうの、■■■■が、今回、駐車場として、転用したいという申請でございました。現地を確認しましたところ■■■■ですか、ここの間はコンクリートの擁壁を設けるとのことで、一部土を入れ替えて、駐車場にするということでした。このために用排水、あるいは近隣の農地への営農上の影響は、別にないだろうと判断をした次第でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。（推進委員退室）

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

（推進委員入室）

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 （議案集により3件目について朗読説明。）

議長 はい、3件目について湯川委員さんより報告をお願いします。

湯川委員 はい、現地確認を5月20日の土曜日9時半から、堀田委員さん、是竹委員さんと私、3人で行いました。現地は、■■■■国道の、■■■■へ入る角の丁度、■■■■へ向けて南へ向けて行く角の交差点の角でございまして。ここにあるように、台帳では田ですが、現状は宅地になっておりました。それで、これはもう、埋め立てとかいうことは全然ございません。設計に

よりもすと用水は町水道、汚水は合併槽、処理水は町道の側溝へ流す。周辺の農地への影響も、全然ございません。そういうことで、3人で確認した状態でございます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はいありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第20号)

議長 それでは、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、失礼します。それではまず、別冊議案第20号「農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について」説明いたします。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を説明。)

甲山地区 3筆 6,485㎡ 世羅地区 7筆 8,717㎡

世羅西地区 2筆 2,686㎡ 合計 12筆 17,888㎡

主な理由としましては、高齢で管理が出来なくなったり、相続人での管理が難しい等の理由によるものです。以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第21号)

議長 続きまして、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、失礼します。続きまして別冊議案第21号「農用地利用集積計画(一括方式)の作成について」、農地中間管理機構を通じた契約の集積になります。

(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画(一括方式)の集計を説明。)

世羅地区 1 筆 1,873 m² 合計 1 筆 1,873 m²

理由につきましては、相続人での管理が難しいというものです。以上です。

- 議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。
- 議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
- 議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。
- 議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長、よろしくをお願いします。

(議長交代・2番 作田 博)

(議長交代 14 時 11 分)

(報告事項)

- 議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。
- 事務局 報告事項(2)「農地法第3条の3の規定による届出書について」 1件報告。
- 議長 事務局からの説明が終わりました。
- 議長 それでは、報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。
- 事務局 報告事項(3)「非農地証明申請について」 7件報告。
- 議長 事務局からの説明が終わりました。
- 議長 それでは、報告事項(4)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」事務局より報告を求めます。
- 事務局 報告事項(4)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」報告。
- 議長 事務局からの説明が終わりました。
- 議長 報告事項(5)「農業相談について」事務局より報告を求めます。
- 事務局 報告事項(5)「農業相談について」 1件報告。
- 議長 事務局からの報告が終わりました。

(連絡事項)

- 議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について事務局より連絡をお願いします。
- 事務局 連絡事項(1)「今後の日程」連絡。
- 議長 はい、これを持ちまして第5回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 14 時 30 分)